

倉敷市告示第503号

倉敷市医工連携推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年8月13日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市医工連携推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

倉敷市医工連携推進事業費補助金交付要綱（令和6年倉敷市告示第301号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市医工連携推進事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第7条第1項の規定により提出された事業計画書に係る補助金の交付について適用し、同日前に提出された事業計画書に係る補助金の交付については、なお従前の例による。